

国勢調査結果 人口6,840人

問合せ 総務課財務・情報グループ
☎ 76-2131

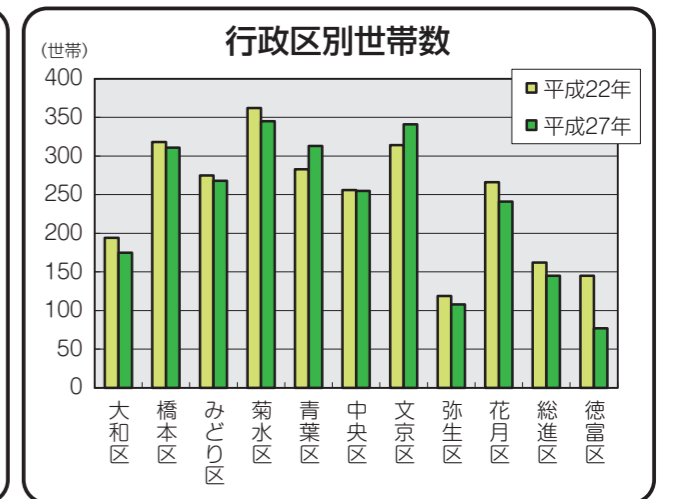
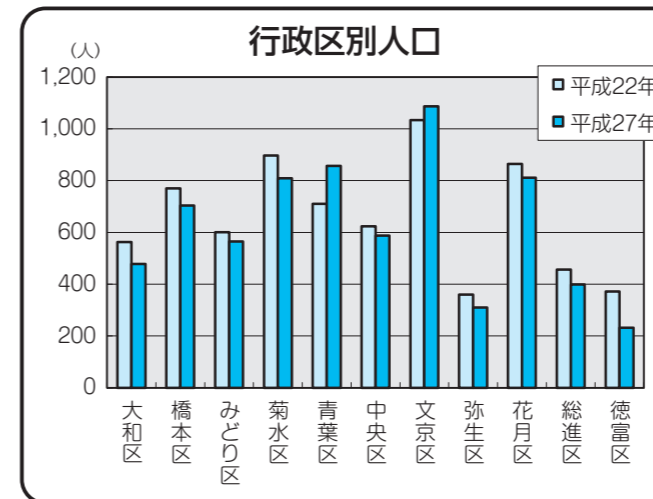
昨年10月に実施した国勢調査の結果が
まとまりましたので、お知らせします。



5年間で409人減少



本町の人口総数は、6,840人で平成22年の国勢調査と比べると409人（5.6%）減少しています。また、世帯数は2,579世帯で115世帯（4.3%）減少しています。人口を行政区別でみると、11ある行政区のうち9つの行政区で減少しています。増加した2つの行政区のうち、青葉区は、個人住宅や公営住宅の建設によるもの、また文京区は、個人住宅の建設が主な要因と考えられ、世帯数も同様の傾向となっています。なお、今回の数値は概数であり、後日総務省が公表する結果と若干異なる場合があります。



平成27年国勢調査行政区別概数報告
(人口および世帯数)

国勢調査
2015

行政区	人口			世帯数		
	平成27年	平成22年	増減	平成27年	平成22年	増減
大和区	478	563	△ 85	175	194	△ 19
橋本区	704	770	△ 66	311	318	△ 7
みどり区	565	601	△ 36	268	275	△ 7
菊水区	809	897	△ 88	345	362	△ 17
青葉区	857	710	147	313	283	30
中央区	588	623	△ 35	255	256	△ 1
文京区	1,087	1,033	54	341	314	27
弥生区	310	360	△ 50	108	119	△ 11
花月区	811	864	△ 53	241	266	△ 25
総進区	399	456	△ 57	145	162	△ 17
徳富区	232	372	△ 140	77	145	△ 68
合計	6,840	7,249	△ 409	2,579	2,694	△ 115

医療費は節約できます

国保保険者が負担する医療費は、近年増加傾向が続いています。今後も医療費が増え続けると、皆さんが納めている保険税を引き上げざるを得なくなり、家計への負担が大きくなってしまいます。安心して医療を受けられる健全な医療制度を維持するために、一人一人が健康の維持・増進に取り組み、医療機関の正しい受診を心掛け、医療費の無駄遣いを減らしましょう。

生活習慣を見直し、栄養・運動・休養をバランスよくとりましょう

偏った食生活、運動不足やストレスなどが原因となる生活習慣病を予防し、健康な生活を送るために、規則正しい生活を心掛けましょう。

定期的に健診を受けましょう

病気を未然に防ぐため、また病気を早期発見し早期治療するためにも、1年に1回は健康診断を受けましょう。

※町では、20歳以上の基本健診受診者の自己負担を無料にしています。

かかりつけ医を持ちましょう

日常的な病気の治療や医療相談などに応じてもらえる「かかりつけ医」を持つことは大切です。気になる症状があれば、まずは「かかりつけ医」を訪ねるようにしましょう。

※紹介状を持たずに、最初から大きな病院にかかる場合、費用が余計にかかってしまうことがあります。



休日や夜間、重複受診は避けましょう

緊急ではないのに休日や夜間に受診すると、割増料金がかかるだけでなく、急病の患者さんに必要な医療を施せないことにもなります。

また、同じ病気で複数の医療機関にかかることで、検査や薬の重複によって体に悪影響を与えてしまう心配もあります。基本的な受

診のルールを守るようにしましょう。

薬のもらいすぎに注意しましょう

必要以上に薬をもらいすぎると医療費の増加につながるばかりでなく、飲み合わせによっては副作用が生じる場合があります。「かかりつけ薬局」を持つようにしたり、お薬手帳を持参して、不要な薬をもらわないようにしましょう。

また、薬の量は症状にあわせて処方されていますので、飲み残さずに最後まで使い切りましょう。

ジェネリック医薬品を活用しましょう

新薬と効能や効果が同等であると認められているジェネリック医薬品は、新薬よりも価格が安く設定されています。医師や薬剤師と十分相談して、利用が可能な場合には活用してみましょう。

※薬代の差額が少ない場合など、ジェネリック医薬品に変更しても負担額があまり変わらないケースもあります。

入院時の食事代の自己負担額が変わります

入院したときの食事代は、診療や薬にかかる費用とは別に、標準負担額を自己負担し、残りは国保が負担しています。平成28年4月から、住民税課税世帯の方の自己負担額が変わります。

住民税課税世帯（下記以外の方）	260円 ⇒ 360円
・非課税世帯 ・低所得Ⅱ	過去1年間に入院が90日以内 210円
	過去1年間に入院が91日以上 160円
低所得Ⅰ	100円

※ 住民税非課税世帯、低所得Ⅱ・Ⅰの方は、医療機関窓口で標準負担額減額認定証の提示が必要になりますので、役場国保の窓口で申請してください。

問合せ 住民課戸籍保険グループ ☎ 76・21310